

廃棄物の適正な処理・利用

規範項目36

必須・重要・推奨



## 作物残さ等の有機物のリサイクル

作物残さについては、有機物資源として有効活用できるものですが、有効利用をしない場合は廃棄物となります。

環境負荷の軽減や土壌への有機物の還元のため、未利用有機物である作物残さを土づくりや堆肥の副資材等に有効活用しましょう。

### 取組事項

- ・ 作物残さをほ場に還元するなど、土づくりに利用する。  
(ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除く)
- ・ 作物残さを堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途にも仕向ける。

農業生産において発生する稲わらや籾殻、麦稈、野菜くず等の作物残さについては、有機物として有効活用できる大切な資源です。一方、有効利用しない場合、焼却による二酸化炭素排出量の増加など環境に負荷を与える原因にもなります。

このことから、ほ場に残すと病害虫がまん延する恐れがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合を除き、次の有効活用に努めましょう。

#### 【土づくり】

作物残さをほ場に還元することは、土壌の物理性や化学性の改善などの土づくりにつながります。収穫後の稲わらや籾殻等の残さは燃やさず、土づくりのため、ほ場にすき込みましょう。

#### 【堆肥化等】

作物残さについては、有機物資源であることから、堆積し腐熟・発酵の過程を経ることにより、良質の堆肥とすることができます。特に籾殻については、耕畜連携による堆肥の副資材や畜舎の敷料への利用などに有効活用ができます。

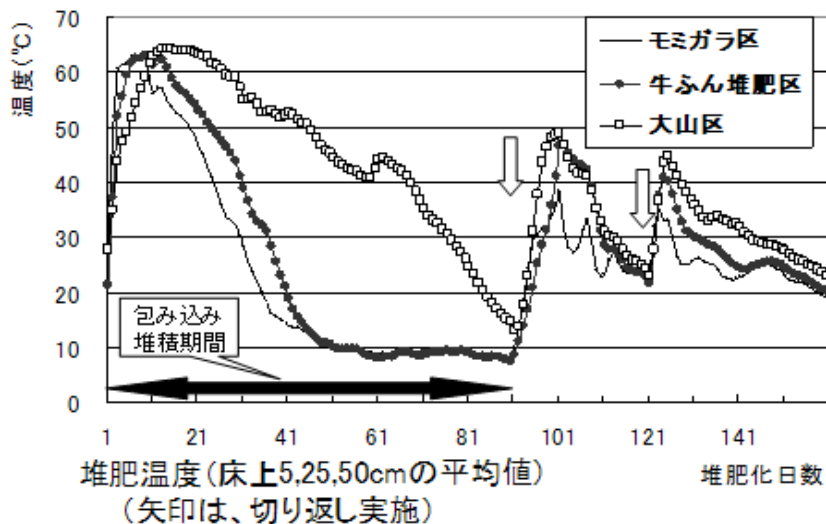
また、籾殻だけでなく、野菜くず等の残さについても、家畜ふん等の堆肥と混合することにより、発酵が促進され、良質な堆肥とすることができます(図1参照)。

なお、作物残さの堆肥化に当たっては、周辺の環境を汚染しないように注意するとともに、作物の生育に悪影響を及ぼさないよう十分に腐熟・発酵させてから使用しましょう。

また、作成した堆肥を他者に譲渡する際には、肥料取締法に基づく届出が必要となります。

#### 【その他用途】

稲わらや麦稈、籾殻を野菜等のマルチなどに利用することにより、除草剤使用の低減が可能になるなど、環境にやさしい農業の取組にもつながりますので、積極的に活用しましょう。



※ 茎葉残さを牛ふん堆肥で被覆して堆肥化する方法により、60°C以上の発酵温度を1ヶ月以上継続し堆肥化されることから、茎葉残さ中の植物病原菌の殺菌が期待できる。

(区の説明)

- モミガラ区 :モミガラの上に残さをのせ、モミガラで被覆
- 牛ふん堆肥区:モミガラの上に残さをのせ、牛ふんで被覆
- 大山区 :牛ふん堆肥区の2倍量の大山

図1 牛ふん堆肥を用いた茎葉残さ(トマト)の堆肥化处理【千葉畜総研(2005)】



図2 すき込みによる土づくり



図3 粃殻を敷料として利用



図4 粃殻をマルチとしての利用

出典:NPO法人 農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」

**【根拠法令等】**

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について (平成16年度農林水産省通知)
- 肥料取締法 (昭和25年法律第127号)